

与那原町小規模工事等契約希望者登録要綱

平成26年6月1日

要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、町が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるものであって、当該予定価格が130万円未満のもの(以下「小規模工事等」という。)に係る契約を希望する者の登録(以下「登録」という。)に関し必要な事項を定めることにより、町内業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(登録の資格)

第2条 契約希望者として登録することができる者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人にあっては、主たる事業所の所在地が町内にあること。
- (2) 個人にあっては、主たる事務所の所在地又は代表者の住所が町内にあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人
- (2) 与那原町建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程(昭和52年8月1日)第4条の規定に基づく資格審査による入札参加登録を受けて登録されている者
- (3) 希望する業種に必要な資格、免許等を有していない者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた者

(登録業種の範囲)

第3条 登録することができる業種は、別表に定める業種とする。

(登録の申請)

第4条 登録の申請は、与那原町小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付は、2年に1回、2月1日から同月末日までの間において、町長が定める期間に行うものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録名簿への登載)

第5条 町長は、前条第1項の規定による提出があったときは、申請書類を審査し、与那原町小規模工事等契約希望者登録名簿(様式第2号。以下「登録名簿」という。)に登載することにより登録するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 前条の規定による登録の日は4月1日とし、登録の有効期間は当該登録の日から翌々年の3月31日までとする。

(登録事項の変更等)

第7条 第5条の規定により登録名簿に登載された者(以下「登録業者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、与那原町小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(登録業者の取扱い)

第8条 町長は、小規模工事等の実施に際しては、前条の登録業者から選定するものとする。ただし、第2条第2項第2号に規定する者のうちから業者を選定することを妨げない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

小規模工事等の種類及び例示

番号	工事の種類(業種)	工事の例示
1	土木一式工事	道路・下水道などの修繕工事
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、モルタル工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、型枠工事、造作工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等

10	タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
13	板金工事	板金加工取付け工事等
14	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
15	塗装工事	塗装工事等
16	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
17	内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテンブラインド工事等
18	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事
19	電気通信工事	電気通信路線設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設備工事等
20	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事及び樹木剪定、草刈業務等
21	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
22	消防施設工事	火災報知設備工事等
23	その他工事	上記にあてはまらない工事

※ 与那原町指定給水装置工事事業者が施工する給水装置工事及び与那原町下水道排水設備指定工事店が施工する汚水柵設置工事は除く。